

「金融政策の透明性基準」に関する 日本銀行の自己評価の公表

2002年8月16日

今般、日本銀行は、金融政策の透明性について、IMFが策定した国際的な「金融政策の透明性基準」に基づいた自己評価を取りまとめ、公表することとしました。日本銀行では、1998年の新日銀法の施行以来、金融政策運営の透明性向上に積極的に取り組んでおり、今回の公表が、わが国の金融政策運営に関する内外の理解浸透に資することを期待しています。

「金融政策の透明性基準」は、IMFが1999年に策定した「金融政策・金融行政における透明性に関する良好な慣行についての基準」中の金融政策に関連する部分です。この基準においては、①中央銀行の役割・責任・目的に係る明確性、②金融政策決定・公表過程の公開、③金融政策に関する情報へのアクセス、

④説明責任（アカウンタビリティ）及び業務の適正性（インテグリティ）の4分野について、中央銀行が実施すべき望ましい慣行が示されています。

近年、国際社会では、各国の金融制度・市場基盤を強化し、国際金融システムの安定を実現するために、金融分野を中心に国際基準を策定し、普及を促す努力が続けられています。IMFの「金融政策の透明性に関する基準」についても、各国の金融政策運営の透明性向上に資するものとして、その実施が望ましいとされています。

別添の自己評価は、こうした国際的な取り組みと軌を一にして、この基準の各項目に関する日本銀行自身の実施状況を説明したものです。

金融政策の透明性に係る基準の実施状況自己評価

1. 中央銀行の役割・責任・目的に係る明確性

1.1 金融政策の最終目的及び制度的枠組みは、関連する法令（適当な場合には中央銀行法を含む）によって明確に定められているべきである。

○ 金融政策の最終目的及び制度的枠組みは、「日本銀行法（以下、日銀法）」及びその関係法令によって明確に規定されている。これらの法令は、官報により公表されているほか、日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）からもその全文が入手可能である。また、これらの法令に基づく日本銀行の政策決定等は、プレス発表及びホームページへの掲載により公表されている（以下、「公表」という場合、特に注記されない限り、プレス発表及びホームページへの掲載の双方を指す）。

1.1.1 金融政策の最終目的は、法令によって明確に定められており、公表・説明されているべきである。

○ 金融政策の最終目的は、日銀法に明確に定められている。

○ 日銀法は、通貨及び金融の調節、すなわち金融政策を行うことを、日本銀行の目的の一つとして定めている（第1条）。また、「日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たつ

ては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念」としている（第2条）。

1.1.2 中央銀行の責務は、法令によって明確に規定されているべきである。

○ 日本銀行の責務は、日銀法に明確に規定されている。

○ 日銀法は日本銀行の目的として、①わが国の中央銀行として、銀行券を発行すると共に、通貨及び金融の調節を行うこと、②金融機関の間で行われる資金決済の円滑を図り、もって信用秩序の維持に資すること、を定めている（第1条）。

1.1.3 中央銀行法は、中央銀行が政策目的を実現するために金融調節手段を有することを規定しているべきである。

○ 日銀法は、日本銀行が金融政策上の目的を達成するために行うことが出来る業務の範囲を明確に定めている（第33条）。すなわち、日本銀行は、金融政策上の目的を達成するため、手形割引、貸付、債券売買等各種の通常業務を行うことが出来る^(注1)。これらの業務の具体的方法は、政策委員会の決定を経て、公表している「日本銀行業務方法書」に明記されている。

(注1) この他に日本銀行は、必要な場合には、財務大臣及び金融庁長官の認可を受けて、その他の業務を行うことが出来る（日銀法第43条）。なお、金融庁長官は、内閣総理大臣より権限の委任を受けている（以下同様。日銀法第61条の2）。

1.1.4 外国為替政策について、制度的な責任の所在が公表されているべきである。

○ 外国為替政策は、財務大臣の権限であり、本邦通貨の外国為替相場の安定を目的とする外国為替の売買は、日本銀行が、国の事務を取扱う者として、財務大臣の代理人の資格で、政府の計算によりこれを行なっている。こうした役割分担は、法令に明記されている（「財務省設置法」第4条47～54項、「外国為替資金特別会計法」第6条、日銀法第36条、第40条2項）。

1.1.5 中央銀行による金融政策及びその他の責務について、アカウントビリティ（説明責任）確保のための枠組みが、法令によって明確に規定されているべきである。

○ 日銀法は、金融政策における自主性が、尊重されるべきものであることを定める一方、日本銀行に対して、金融政策に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めることとしている（第3条）。

○ 日銀法は、金融政策に関する意思決定がなされる政策委員会の「金融政策決定会合」について、議事要旨、議事録を、それぞれ作成し、公表すべきことを定めている（第20条）。政策委員会は、同条の規定に基づいて、議事要旨は概ね1ヶ月後、議事録は10年後に公表することを定めている。更に、日本銀行は、金融政策決定会合の決定結果を即日公表し、金融政策を変更した場合には、政策委員会議長として総裁の記者会見を開催している。

また、日銀法は、日本銀行に対して年2回、「通貨及び金融の調節に関する報告書」（金

融政策に係る政策委員会の決定事項及びこれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載）を国会に提出し、同報告書について説明するよう努めることを定めており（第54条）、日本銀行は、過去半年間（上半期、下半期）の金融政策について、背景や考え方、政策委員会での議論等を説明している（同報告書は、国会への提出と同時に公表されている）。加えて、日銀法は、日本銀行に対して、業務及び財産の状況について、議院又は委員会から求められたときは、説明のため出席しなければならないと定めており、実際に日本銀行は、随時これを行っている。

○ 政策委員会が行う金融政策以外の決定事項についても、日本銀行では原則として議題を即日公表し、決定内容を政策委員会月報に掲載、公表する扱いとしている（「政策委員会議事規則」第7条）。

○ また、日本銀行は、日銀法（第55条）に基づいて、毎年、各事業年度の業務の概況（金融政策以外の事項を含む）について記した「業務概況書」を、財務諸表及び決算報告書と共に公表している。

1.1.6 例外的な状況で、政府が金融政策決定を覆す権限を有している場合、その条件が法令によって明確に規定されており、公表されているべきである。

○ 政府は、日本銀行の決定を覆す権限を有していない。

○ 日銀法は、財務大臣、経済財政政策担当大臣（またはそれぞれが指名する職員）が、①金融政策決定会合に出席し、意見を述べる（述べさせる）ことが出来（日銀法第19条1項）、更に②金融調節事項に関する議案を提出した

り、又は③当該会議で議事とされた金融調節事項についての政策委員会の議決を、次回の金融政策決定会合まで延期することを求めることが出来る（第19条2項）、と定めているが、③の場合でも、政策委員会がその求めについての採否を決定することとなっている（日銀法第19条3項）。

1. 1. 7 中央銀行の総裁及び最高意思決定機関の構成員の任命手続き、任期、解任条件は、法令によって明確に規定されているべきである。

○ 日本銀行の総裁及び最高意思決定機関である政策委員会の構成員の任命手続き、任期、解任条件は、日銀法によって明確に規定されている。

○ 政策委員会メンバー全9名のうち、総裁、副総裁（2名）は、両議院の同意を得て内閣が任命する。審議委員（6名）は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから両議院の同意を得て、内閣が任命する（第23条）。総裁、副総裁、審議委員の任期は、いずれも5年間である（再任可。第24条）。総裁、副総裁、審議委員は、いずれも破産の宣告を受けたとき等法定の事由に該当する場合を除いて、在任中、その意に反して解任されることはない（第25条）。

1. 2 金融政策運営と財政政策運営の制度的な関係は、明確に定められているべきである。

○ 金融政策運営と財政政策運営の制度的関係

は、以下に詳述する通り、日銀法、財政法その他関連法令によって明確に定められている。

1. 2. 1 中央銀行による政府への信用供与が認められている場合、その条件、上限額は公表されているべきである。

○ 日本銀行による公債の引受け、政府への貸付は、「財政法」（第5条）によって原則として禁止されている。ただし、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りではない（財政法第5条ただし書、日銀法第34条1号、3号）。現在、この「特別な事由」に基づき実際に行っているものは、日本銀行が、金融調節の結果として保有している国債の償還に際して、その借換えのために国債を引受ける場合に限定されている。そしてその額は、国の予算書（予算総則）において公表されている。

○ 上記に加えて日本銀行は、「財政法その他の国の会計に関する法律の規定により国がすることが認められる一時借入金について担保を徴求することなく行う貸付け」（日銀法第34条2号、財政法第7条1項〈一般会計の場合。特別会計についても同様な法律上の規定が存在〉）、「財務省証券その他の融通証券（以下、政府短期証券）の応募又は引受け」を行うことが出来る（同条第4号、財政法第7条1項〈財務省証券の場合。その他の融通証券についても、同様な法律上の規定が存在〉）。

財務省証券の応募・引受けを例に示すと、財政法は、財務省証券^(注2)の発行及び日本銀

(注2) 政府短期証券の発行方式については1999年4月より、それまでの定率公募残額日銀引受方式から、原則として公募入札方式に改められている。この新しい枠組みの中で日本銀行は、公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合に、例外的に所要の政府短期証券の引受けを行っている。ただし、日本銀行が例外的に引き受けた政府短期証券については、公募入札発行代り金により、可及的速やかに償還するものとしている。

行からの借入れについて、「当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない」（第7条2項）と定めており、最高額についても「毎会計年度、国会の議決を経なければならない」（同条3項）としている。この最高額については、予算総則に明記する必要がある（同法22条）。

- 日本銀行は、政府との間で行う業務の適切な運営を確保する趣旨から、「対政府取引に関する基本要領」を政策委員会で決定したうえで、公表している。本基本要領では、①償還期限の到来する日本銀行保有国債（政府短期証券を除く）の取扱い（借換えのための引受けを行う場合には、予め年度毎に政策委員会の決定を経て行う）や、②政府短期証券の引受け及び償還の取扱い（引受け利回り等）、③政府預金の取扱い（付利方法等）、が定められている。

1.2.2 中央銀行による政府への信用供与、政府による中銀預金の実績については、その金額、条件が公表されているべきである。

- 日本銀行は対政府信用の額について、「マネタリー・ベースと日本銀行の取引」統計^(注3)（毎月第5営業日公表）の中で公表している。

政府による中銀預金^(注4)の実績は、上記「マネタリー・ベースと日本銀行の取引」統計や、貸借対照表の概要として毎旬公表している「営業毎旬報告」の中で公表している。

1.2.3 政府証券の発行市場への参加手続き（認められている場合）、流通市場への参加手続きは、公表されているべきである。

- 日本銀行は、原則として、政府証券の発行市場に直接参加していない。例外的なケースにおける政府証券の引受け手続きは、公表されている（1.2.1参照）。

- 日本銀行は、日銀法に基づいて、国債流通市場において金融調節を目的として金融機関等との間で国債の売買等を行っており、その基本的な枠組みや手続きについては、政策委員会の決定を経て、公表している（「短期国債売買基本要領」、「短期国債の条件付売買基本要領」、「国債売買基本要領」、「金を担保とする国債の借入基本要領」等）。

1.2.4 中央銀行による他の経済主体への関与（株式の取得、役員派遣、調達、手数料目的のサービス提供）は、明確な原則及び手続きに基づいて、オープンなかたちで行われるべきである。

- 日本銀行による他の経済主体への関与は、原則や手続きが規定されており、公表されている。

すなわち日本銀行は、日銀法の規定に基づき、政策委員会の決定を経て、財務大臣及び金融庁長官の認可等を受けたうえで預金保険機構などの他の経済主体に出資を行っているケースがある。これらのケースでは、出資の

(注3) 本統計については、『「マネタリーベースと日本銀行の取引」統計について』（日本銀行企画室）の中で、概要・特徴に関する解説がなされている。

(注4) 日本銀行は、日銀法（第35条）及び会計法等の関係法令に基づき、国庫金の取扱いを行っており、国庫金は、日本銀行において政府預金として管理されている。

事実を公表しているほか、業務概況書等に掲載される貸借対照表及びその付属明細書の中で、対象先、金額等を公表している。

日本銀行の役員（参与を除く）は、日銀法（第26条）によって報酬のある他の職務との兼職が、原則として禁止されている。ただし、「服務に関する準則」^(注5)で定められた、役員としての職務の適切な執行に支障がない職務の基準をすべて満たすと、政策委員会が認めたものはこの限りではない。なお、日本銀行の役員は、無報酬で他の経済主体の意思決定機関の構成員に任命されている例があるが、その任命のルールは関係法令等に明記されている^(注6)。

1.2.5 中央銀行の利益処分及び資本維持の方法は、公表されているべきである。

○ 日本銀行の利益処分及び資本維持の方法は、日銀法（第53条）やその関連法令、政策委員会の決定を経て、公表している「会計規程」、財務諸表中の「重要な会計方針」等によって明確に定められている。

すなわち日銀法は、剰余金発生時の準備金積立てや出資者への配当について、基本ルールを定めている。また、「会計規程」（第18条）では、自己資本充実の観点から、債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金、法定準備金の計上基準を明らかにすると共に、目途とすべき自己資本比率の水準についても

定めている。

1.3 中央銀行が政府の代理者として果たしている役割は、明確に定められているべきである。

○ 日本銀行は、以下に詳述するように、日本の中央銀行として、①国庫金を取扱うほか、②通貨及び金融に関する国の事務を取扱うこととされている（日銀法第35条、第36条）。日本銀行が政府のために行っている業務には、国庫金に関する業務、国債に関する業務、政府保有の有価証券の保管等に関する業務、国（政府）の代理人として行う為替介入等の事務、などがある。これらの業務における日本銀行の役割は、日銀法及びその他関連の法令において明確に規定されている。

1.3.1 中央銀行による、①対内外債務管理及び外貨準備運用主体、②政府の銀行、③政府の代理人（fiscal agent）、④経済・財政政策や国際協力に係るアドヴァイザー、としての責務が、（これらを担っている場合には）公表されているべきである。

○ 日銀法は、日本銀行が、日本の中央銀行として、①法令に定めるところにより国庫金を取扱う（第35条）ほか、②法令で定めるところにより通貨及び金融に関する国の事務を取扱う（第36条）こと、を明確に定めている。

(注5) 日銀法第32条に基づいて定められた、日本銀行役職員の職務の適切な執行を確保するための役職員の行為規範（後述4.4参照）。

(注6) 日本銀行の総裁は、内閣府設置法に基づき、職務上当然の責務として（ex-officio）、内閣府の金融危機対応会議の議員、内閣総理大臣の任命により経済財政諮問会議の議員となっている。また、日本銀行の理事の一人は現在、貯金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構の意思決定機関等の構成員となっている（いずれも関係法令に基づき、各経済主体の長が、主務大臣の認可を受けて任命）。このほか、日本銀行政策委員会の指名する理事は、預金保険法に基づいて、預金保険機構の意思決定機関（運営委員会）の会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

○ 国庫金の取扱いに関する日本銀行の責務は、日銀法（第35条）及び国（政府）の会計を扱う「会計法」（第34条）その他関係法令に明確に定められている。

具体的に日本銀行は、①歳入や歳出を実際の資金の受払として行う出納事務、②歳入や歳出に応じて政府預金の受入れと支払を計理（記録）する資金計理事務、③歳入や歳出を官庁別・会計別に整理・集計して官庁と照合・確認する計算整理事務、の3つを責務として担っている。

○ 通貨及び金融に関する国の事務の取扱いとしては、①国債に関する事務、②政府が所有または保有する有価証券に関する事務、③国の外国為替資金の運用管理に関する事務、等があるが、いずれも以下で述べる通り、関係法令により日本銀行の責務が明確に定められている。

○ 国債に関する業務についての日本銀行の責務は、日銀法（第36条）、「国債ニ関スル法律」その他関連法令に規定されている。

具体的に日本銀行は、①国債の発行に関する事務（入札の通知、応募の受付、払込金の受入れなど）、②国債の登録に関する事務、③国債元利金の支払に関する事務（国債の利払・償還、国債証券の利札・券面の回収など）を責務として担っている。

○ 政府が所有または保有する有価証券に関する業務における日本銀行の責務は、日銀法（第36条）、会計法（第35条）その他関連法令に規定されている。具体的に日本銀行は、国が所有または保有する有価証券の保管、受払、記帳、計算整理等を責務として担っている。

○ 本邦通貨の外国為替相場の安定を目的とする為替介入の事務は、日銀法（第36条、第40条）及び「外国為替資金特別会計法（外為特会法）」（第6条）によって、国（財務大臣）から委託を受けて、その代理人として行うことが定められている。介入に際しては、国の外国為替資金特別会計（外為特会）の資金が用いられることとされている。

外為特会の保有する資産は、日本銀行が自ら保有する外貨資産と共にわが国の外貨準備を構成する。このうち外為特会の保有する資産の運用は、外為特会法に基づいて財務省が行っており、日本銀行は同法の規定に基づいてその計理を財務省より委託されている^{（注7）}。

1.3.2 政府証券（国債）の発行、流通、保管、決済について、中央銀行、財務省或いは独立した公共機関の間での役割分担が、公表されているべきである。

○ 政府証券（国債）の発行、流通、保管、決済については、「国債ニ関スル法律」及びその他関連法令が、財務省と中央銀行の役割分担を定めている。

すなわち、日本銀行は、同法及び同法に基づく財務省令（「日本銀行国債事務取扱規程」）等に基づいて、国の事務委託を受けて、発行から償還までその大部分の事務を行っている（1.3.1参照）。また、日本銀行は、日銀法（第39条）に基づいて、金融庁長官及び財務大臣の認可を受けて、国債の振替決済制度を運営している。

一方、国（財務省）は、政府証券（国債）

（注7） 因みに、日本銀行が自ら保有する外貨資産は、政策委員会が定めている「本行保有外貨資産の運用基本要領」に基づいて、日本銀行がすべての運用事務を行っている。なお、同要領の骨子は公表されている。

の発行において、入札発行の際の入札参加者の範囲や発行に関する必要事項（名称及び記号、発行根拠法、発行方法その他の発行条件）などを決定している。

2. 金融政策決定・公表プロセスの公開

2.1 金融政策の目的を達成するための枠組み、手段、目標（ターゲット）は、公表・説明されているべきである。

○ 金融政策の目的を達成するための制度的な枠組みは、日銀法及び関連法令で定められている。

○ 金融政策の手段については、日本銀行が金融政策の目的を達成するために行うことが出来る業務が、日銀法に明確に定められている（第33条）。また、金融政策のオペレーションに係る手続き、対象先の選定、取引に関する基本的なルール等は、「日本銀行業務方法書」及び各種の基本要領（1.2.3参照）に定めようとして公表している。

○ 金融政策運営上の目標（ターゲット）については、金融政策決定会合の直後に、主たる操作目標及びその水準を、変更が無い場合を含めて公表している。変更がある場合は、その背景や趣旨を説明した声明文を公表している。

2.1.1 金融調節の方式及びその運用は、公表・説明されているべきである。

○ 金融調節の方式及びその運用は、政策委員会での決定を経て、公表されている。

すなわち、各種オペレーションの基本的な枠組みは、オペレーションの基本要領（1.2.3参照）として定められ、公表されている。

日本銀行のオペレーションは、原則としてすべて入札方式で実施されており、応札総額、落札総額、按分レート（又は全取りレート）、平均落札レート、按分比率及び落札総額の決定方法は公表されている。

オペレーションの対象先の選定方法は、対象先選定の基本要領として定められ、公表されている。オペレーションの対象先は、同基本要領に基づき、定期的に公募され、公募結果は公表されている。

常設ファシリティとしての補完貸付制度の要綱は、政策委員会が決定する「補完貸付制度基本要領」として、公表されている。貸出等の担保の種類、担保価格は、政策委員会が決定する「適格担保取扱基本要領」として、公表されている。

○ なお、金融調節の方式及び実際の運用について、平易に解説した資料には、日本銀行金融研究所編「新しい日本銀行—その機能と業務」（2000年12月。日本銀行ホームページに全文掲載）等がある。

2.1.2 金融調節における取引相手との関係や、取引内容についての手続きが公表されているべきである。

○ オペレーションの対象先は、オペレーション毎に定められた対象先選定の基本要領に基づいて、公募により定期的に選定されている。これら基本要領では、選定基準、選定頻度のほか、オペレーションの対象先が遵守すべき事項を定めており、公表されている。また、オペレーションの対象先の選定結果（オペレーション対象先の一覧）は、公表されている。

2.2 経済情勢の評価を行い、金融政策の目的達成状況をモニターすると共に、先行きの政策を決定するのが、常設の政策決定機関である場合、その組織及び機能が、公表されているべきである。

○ 日本銀行の意思決定を行うのは、常設の最高意思決定機関である政策委員会であり、このうちで金融政策に関する議論が行われるのが、原則として毎月2回定期的に開催される金融政策決定会合である。

政策委員会の組織及び機能については、日銀法、政令（日銀法施行令）に明記されており、政策委員会は、日銀法第18条に基づいて、その議事運営に関する規則（「政策委員会議事規則」）を定めて、公表している。

2.2.1 政策決定機関が、金融経済情勢を評価し、金融政策の目標達成状況をモニターして先行きの金融政策を決定する会合を定期的に開催する場合、当該会合のスケジュールが事前に公表されているべきである。

○ 日本銀行においては、常設の最高意思決定機関である政策委員会が、金融政策決定会合において、経済情勢の評価を行い、金融政策の目的達成状況をモニターすると共に、先行きの金融政策を決定している。

金融政策決定会合の日程は、毎年3、6、9、12月に開催される金融政策決定会合において承認のうえ、その翌月から半年分の開催日を公表する扱いとなっている（政策委員会議事規則第9条）。

2.3 金融政策（調節方法）の変更（ファイン・チューニングを除く）は、適切なタイミングで公表・説明されているべきである。

○ 日本銀行は、金融政策決定会合の直後に、その決定内容（変更無しの場合を含む）を公表している。

金融政策（調節方法）の内容に変更がある場合には、金融政策決定会合の直後に声明文を公表し、背景や趣旨について説明している。更に、同日中に臨時の記者会見を開催し、政策委員会議長として総裁が、金融政策変更について説明し、質疑応答を行っている。なお、総裁による記者会見の要旨は、翌営業日に日本銀行のホームページに掲載されている。

2.3.1 中央銀行は、適当な期間を置いたうえで、金融政策決定の背景を公表すべきである。

○ 日本銀行は、金融政策決定会合の直後に、その決定内容（変更無しの場合を含む）を公表している。

金融政策（調節方法）の内容に変更がある場合は、金融政策決定会合の直後に声明文を公表し、背景や趣旨について説明している。

○ 毎月、月初の金融政策決定会合では、金融政策判断の基礎となる「経済及び金融の情勢に関する基本的見解」を決定し、「金融経済月報」に掲載して、翌営業日に公表している。

○ 毎月、月初の金融政策決定会合の2営業日後には、定例記者会見を行っており、日本銀行総裁が、（政策変更が無い場合を含めて）金融政策について説明、質疑応答を行なっている（上述の通り、政策変更がある場合には、金融政策決定会合直後に、臨時の記者会見を開催している）。なお、日本銀行総裁による記者会見の要旨は、翌営業日に日本銀行のホームページに掲載されている。

○ 金融政策決定会合の議事要旨については概

ね1ヶ月後に、議事録は10年経過後に、それぞれ公表することとしている。

2.4 中央銀行は、金融政策の目的の達成状況、達成の展望について、公式ステートメントを発出すべきである。ただし、その運用方法は、金融政策の枠組み（為替制度を含む）によって異なっていて良い。

○ 日本銀行は、金融政策決定会合において、経済及び金融の現状及び先行きについて、それまでの金融政策の効果や今後の金融政策運営上の選択肢とそれらに期待される効果を含めて議論している。こうした議論の内容は、議事要旨として、金融政策決定会合の概ね1ヶ月後に公表されている。

○ また、日本銀行は、年2回（6月、12月）、「通貨及び金融の調節に関する報告書」を国会に提出し、過去半年間（上半期、下半期）の金融政策について、背景や考え方、政策委員会での議論等を説明している（同報告書は、国会提出と同時に公表される。1.1.5参照）。

○ 更に日本銀行は、年2回（4月、10月）、「経済・物価の将来展望とリスク評価」において、その時点の金融政策が維持されるとの前提で、先行きやや長めの期間の経済、物価の展望を示すと共に、実質GDP、国内卸売物価指数、消費者物価指数（除く生鮮食料品）について、政策委員会メンバー（総裁、副総裁、審議委員）による見通し（年度平均前年比）を参考計数として公表している。

2.4.1 中央銀行は、金融政策の目的について、必要に応じて理由、数値目標、手段をその前提と共に、定期的に公表・説明すべきである。

○ 日本銀行は上記2.4の通り、金融政策スタンスについての背景や趣旨、重要な前提条件、金融調節上の主たる操作目標の数値水準などについて、定期的に説明している。

2.4.2 中央銀行は、定められたスケジュールに従って、金融経済動向とその金融政策へのインプリケーションを公表・説明すべきである。

○ 日本銀行は、金融政策判断の基礎となる経済及び金融情勢に関する「基本的見解」を、政策委員会で決定したうえで毎月1回、月初の金融政策決定会合の1営業日後に「金融経済月報」の中で公表している。なお、「金融経済月報」には、「基本的見解」に加えて、実体経済、金融の動向を詳細に分析した資料が掲載されている。

○ 更に日本銀行は、年2回、「経済・物価の将来展望とリスク評価」において、先行きやや長めの期間の経済、物価の展望とリスクを示すと共に、実質GDP、国内卸売物価指数、消費者物価指数（除く生鮮食料品）について、政策委員会メンバーによる見通し（年度平均前年比）を参考計数として示している。

2.5 金融政策の遂行に係る規則について、重大な技術的変更が加えられる場合には、適切な期間を設けて、なるべく市中協議を行うべきである。

○ 日本銀行は、取引先に対して定期的にオペレーション対象先に対するヒアリングを実施しており、オペレーションのあり方（考えられる改善策）について、要望、意見を随時吸い上げている。

また、オペレーション対象先の公募に当たっては、対象先の選定基準・手続等に関する意見がある場合に日本銀行に書面で連絡するよう、公表文の中で要請している。

- なお、日本銀行がオペレーションに係る手続き等を制定・変更する場合で、取引先に対して重大な影響を及ぼすと考えられる際には、公表から実施までに十分な期間を設け、市中協議、意見聴取等を行うのが通例である。

2.6 金融機関による中央銀行への金融政策を目的としたデータ報告に関する規則 (regulation) は、公表されているべきである。

- 日本銀行は、マネーサプライ統計、預金・貸出金関係統計等の作成を目的として、金融機関よりデータを徴求しているが、これらは法的な権限に基づくものではなく、日本銀行による依頼と相手先の承諾・協力に基づいて行われているものである。
- 金融機関が日本銀行に報告している主要なデータについては、報告様式や統計の作成方法について詳細に解説した「金融統計調査表の記入要領」が公表されている。
- 「主要企業短期経済観測調査」、「企業向けサービス価格指数」の両統計にも、調査対象として金融機関が含まれるが、これらは統

計法（第8条）等の法令に基づき、国（総務大臣）に目的や調査事項等を届け出たうえで実施されている。そして、報告様式等は公表されている。

3. 金融政策に関する情報へのアクセス

- ### 3.1 中央銀行によるデータ公表は、範囲 (coverage)、周期性 (periodicity)、迅速性 (timeliness)、一般からのアクセス (access by the public) について、IMF が公表している「データ公表基準 (Data Dissemination Standards)」と整合的であるべきである。

- 日本銀行によるデータ公表は、IMF が公表している「特別データ公表基準 (Special Data Dissemination Standards、SDDS)」^(注8) と整合的である。

日本銀行が、IMF の「公表基準掲示板 (Dissemination Standards Bulletin Board、DSBB。http://dsbb.imf.org)」に提供している SDDS 関連データは、①製造者物価 (卸売物価指数)、②銀行部門 (預金・貸出金関係統計、マネーサプライ統計)、③中央銀行関連 (マネタリー・ベース、営業毎旬報告)、④金利 (公定歩合の推移)、⑤為替レート、の5分野である。

(注8) SDDS とは、IMF が1996年に策定した金融・経済データの公表に関する国際基準。国際資本市場にアクセスを有する、或いはそれを企図する国々はその対象となっている。SDDS では、①データ (範囲、周期性、迅速性)、②一般からのアクセス、③誠実性 (データの収集・公表に係る規則の公表、データ改訂に関する方針等)、④質 (データ加工手法・情報ソースに関する情報等)、の4つの側面についてそれぞれベスト・プラクティスを記している。なお、IMF は、現時点までに SDDS への参加を表明した50カ国について、ホームページ上で SDDS の遵守状況を明示している。わが国からは日本銀行以外にも、総務省を窓口として、内閣府、経済産業省、厚生労働省、財務省が SDDS に参加・協力している。なお、IMF のデータ公表基準としては SDDS の他に、すべての国を対象とし、より緩やかな基準である「一般データ公表基準 (General Data Dissemination Standards、GDDS)」が存在する。

3.2 中央銀行は、事前に公表されたスケジュールに基づいて、貸借対照表を公表すべきである。また、然るべき時間を経たうえて、その市場取引の全体に関する情報を選別したうえて公表すべきである。

○ 日本銀行は、日銀法、日本銀行法施行令、日本銀行法施行規則、日本銀行定款及び政策委員会が定める「会計規程」等に基づいて、会計処理を行い、財務諸表等を公表している。これらの法令等は、貸借対照表の作成・公表時期についても明確に定めている。

すなわち日銀法は、日本銀行が、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期毎に貸借対照表を作成し、監事の意見書を添付して、当該半期経過後2ヶ月以内に財務大臣の承認を受けなければならない旨定めている。そして、財務大臣の承認を受けた後に遅滞なく、これら書類を日本銀行本店及び支店に備え置き、政策委員会が適当と定める相当期間、一般の閲覧に供することとしている(第52条)。

○ 金融調節オペレーションなどの日本銀行の取引に関する情報は、後述の通り詳細に公表されている(3.2.2参照)。

3.2.1 中銀の貸借対照表の概要は、事前にアナウンスされたスケジュールに基づいて、頻繁に公表されているべきである。一方、公表された適切な会計ルールに則って作成された詳細については、同じく最低でも1年に1回は公表されているべきである。

○ 日本銀行は、毎旬末時点の貸借対照表の概要を、「営業毎旬報告」として次旬に官報等に掲載し、公表している。

○ 貸借対照表の詳細は、4月から9月まで及

び10月から翌年3月までの半期毎に(損益計算書については、これらの半期及び事業年度毎に)作成し、監事の意見書を添付して、当該半期又は事業年度経過後2ヶ月以内に、財務大臣の承認を受けなければならないとされている。これらの書類は、財務大臣の承認を受けた後、遅滞なく日本銀行本店及び支店に備え置き、政策委員会が適当と定める相当期間、一般の閲覧に供することとされている。なお、この期間は、会計規程(第20条2項)によって5年間と定められている。更に、これらの書類は、政策委員会月報や業務概況書にも掲載されている。

3.2.2 中央銀行の金融調節(市場オペレーション及び貸出)について、事前にアナウンスされたスケジュールに基づいて、(特定情報の守秘に配慮したうえて)全体額や条件等の情報が公表されているべきである。

○ 日本銀行は、日本銀行当座預金の増減要因の予想を前営業日に、同じく実績を当日に、それぞれ公表している。

すべての金融調節オペレーションは、原則として入札方式で行われており、その結果について毎回(プレス向け。ホームページには毎月)、それぞれ応募総額、落札総額、按分レート(又は全取りレート)、平均落札レート、按分比率及び落札総額の決定方法を公表している(2.1.2参照)。

○ 日本銀行による貸出については、前出「マネタリーベースと日本銀行の取引」の中で毎月、ストック及びフローの金額が公表されている。なお、その中には、通常業務の一環として行う貸出(日銀法第33条に基づく貸出)、

信用秩序の維持のために金融庁長官及び財務大臣の要請を受けて行う貸出(同第38条に基づく貸出)、預金保険機構貸付金等の内訳が、それぞれ示されている。また、これらの情報は、財務諸表の付属明細書にも記載されている。

3.2.3 中央銀行による緊急流動性支援については、金融システムの安定を阻害しない限り、特定情報の守秘に配慮したうえで、中央銀行によるステートメントの中で適切に説明されているべきである。

○ 日本銀行は、信用秩序の維持のために金融庁長官及び財務大臣の要請を受けて日銀法第38条に基づく貸出(いわゆる日銀特融)を行う際には、決定当日に、貸出先を含め日銀特融を発動した旨公表しているほか、貸出条件などについても事後に公表している。また、日本銀行は、前出「マネタリー・ベースと日本銀行の取引」の中で、日銀特融残高の合計額を月次で公表しているほか、業務概況書の中で、特融の貸付先、貸出条件、返済状況などについて説明している。このほか、日本銀行は、財務諸表と併せて公表する「重要な会計方針」の中で、特融に係る引当方針及びその金額を公表している。

3.2.4 政府の外貨準備高、外貨建債務残高及びその他のコミットメント額は、事前にアナウンスされたスケジュールに基づいてIMFのデータ公表基準と整合的なかたちで公表されているべきである。

○ 政府の外貨準備及びその他の外貨建資産、短期外貨債務等、短期外貨偶発債務等については、財務省が毎月、IMFのデータ公表基

準(SDDS)と整合的な形で公表している。

— なお、財務省は、四半期に1回、前四半期の為替介入の実績に関しても、総額及び日々の介入額を通貨別に公表している。

3.3 中央銀行は、広報体制を整備し、維持すべきである。

○ 日銀法は、金融政策の決定内容及び過程を国民に明らかにすることを求める(第3条2項)と共に、その具体的な枠組みとして、前述の通り、金融政策決定会合の議事要旨・議事録の公表(第20条)や、「通貨及び金融の調節に関する報告書」の国会への提出(第54条)、「業務概況書」の公表(第55条)等を規定している。

こうした日銀法の理念を踏まえて、日本銀行は、透明性の高い政策・業務運営体制の確立等を目指して、法律上求められる上記諸施策は勿論のこと、政策委員会の決定事項の原則公表や総裁定例記者会見の実施、ホームページを通じた情報提供、金融広報中央委員会と連携した金融知識の普及活動等、多様な機会、手段を活用して、日本銀行の政策運営や業務内容の説明、金融情報の提供等を行っている。

○ 日本銀行は、こうした積極的な広報活動を実施するために、広報専担部署を設けている。すなわち、政策委員会室政策広報課は、マスメディア及び財界向けの広報を担当し、同室国会渉外課は、国会議員とのリエゾン機能を果たしている。更に、情報サービス局は、一般からの照会対応、ホームページや出版物の発行(翻訳を含む)などを通じた広報活動を行っている。

3.3.1 中央銀行は、年次報告書を含む広報・刊行プログラムを有するべきである。

○ 日本銀行では、日銀法で公表が義務付けられた諸資料の公表（金融政策決定会合の議事要旨・議事録、通貨及び金融の調節に関する報告書、業務概況書等。1.1.5参照）に加えて、金融政策運営に関して、毎月金融経済月報を、半年に一回（4月、10月）「経済・物価の将来展望とリスク評価」を公表している。また、金融政策以外の政策委員会の議決事項についても、議題及び決定内容を「政策委員会月報」への掲載等を通じて、原則公表している。

○ 更に日本銀行では、調査・研究活動の成果を「日本銀行調査月報」、「金融研究」、「Annual Review」、「Bank of Japan Quarterly Bulletin」（後者2つは英文）として発刊しているほか、各種の統計や統計書を作成・公表している。

○ 日本銀行は、これら刊行物について、毎週末に先行き4週間の公表日程を公表している。また、日本銀行が公表する統計については、3、6、9、12月末に先行き6ヶ月先までの公表予定を、ホームページ上で公表している。

3.3.2 中央銀行の幹部は、中央銀行の目的と業績について、公に説明する用意があつて然るべきである。また、その発言内容の公表に努めるべきである。

○ 日本銀行は、月初の金融政策決定会合の2営業日後に、定例的に総裁の記者会見を開催しているほか、政策変更時（それ以外の場合でも必要と判断される場合）は、政策委員会議長として総裁による臨時記者会見を開催している。なお、記者会見の要旨は、翌営業日にホームページに掲載されている。また、総裁記者会見の日程は、3、6、9、12月に公

表される金融政策決定会合の先行き6ヶ月の開催予定とあわせ、6ヶ月間の予定が公表されている。

○ また、政策委員会メンバーは、国内各地域において定期的に、講演、地域経済界との懇談会を行っており、こうした懇談会の後には、記者会見も開催している。更には、マスメディアとのインタビュー等にも積極的に応じている。なお、講演のテキストは、原則として講演終了後に速やかに公表されており、記者会見の要旨も、翌営業日に公表されている。

3.4 中央銀行による規制（regulation）は、一般にアクセス可能であるべきである。

○ 日本銀行は、法律上の規制監督権限を有しておらず、法律上の規制を制定する立場にない。ただし、日本銀行は、「準備預金制度に関する法律」（第4条1項）とその関係法令に基づいて準備率や基準日等の設定・変更又は廃止を、「臨時金利調整法」（第2条）に基づいて金融機関の金利の最高限度の決定を、行うこととされており、政策委員会がこれらを決定している（日銀法第15条1項3号、同法附則第6条）。これらの政策委員会の決定の内容は、官報に掲載されるほか、ホームページ上でも公表されており、一般にアクセス可能である。

4. アカウンタビリティ（説明責任）及びインテグリティ（業務の適正性）の確保

4.1 中央銀行の役職員は、国会等定められた公の場で、金融政策の遂行につき報告し、金融政策の目的及びその達成状況につき説明し、適当であれば金融経済の状況に関して意見交換を行うべきである。

○ 日本銀行は前述の通り、日銀法第 54 条に基づいて、国会に対して「通貨及び金融の調節に関する報告書」を提出し、同報告書について説明を行なっている（1.1.5 参照）。また、同条項に基づいて、国会の求めに応じて、随時説明を行っている。

4.2 中央銀行は、事前の公表されたスケジュールに基づいて、その業務について報告した監査済の財務諸表を公表すべきである。

○ 日本銀行は、以下に詳述する通り、日銀法及びその他関連法令に基づいて、予め定められたスケジュールに則って、監事による監査済みの財務諸表を公表している。

4.2.1 財務諸表は、独立した監査人によって監査されているべきである。また、財務諸表には、会計方針及び監査人による財務諸表の承認が含まれるべきである。

○ 日本銀行の財務諸表の監査は、日銀法に基づいて、監事がこれを行っている（第 22 条 3 項）。監事は、内閣が任命し（第 23 条 3 項）、任期は 4 年である（第 24 条 1 項）。その身分は、他の役員と同様に保障されている。

監事は、政策委員会及び総裁から独立して職務を遂行し（第 15 条 3 項）、監査の結果に基づき必要と認めるときは、財務大臣、金融庁長官又は政策委員会に意見を提出することが出来る（第 22 条 4 項）。

監事による監査の概況は、業務概況書により公表されている。

— なお、日本銀行の会計計理については、政府から資本の過半の出資を受けている法人として、会計検査院法に基づき、毎年度、憲法上の独立機関である会計検査

院による検査も行われている。

○ 日本銀行は前述の通り、日銀法（第 52 条）に基づいて、貸借対照表を 4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までの半期毎に、損益計算書をこれらの半期及び事業年度毎に、それぞれ作成し、監事による監査を受けたうえで、その意見書を添付して、当該半期又は事業年度経過後 2 ヶ月以内に、これを財務大臣に提出して、その承認を得ている（3.2.1 参照）。これらの財務諸表には、重要な会計方針に関する注記も付されている。

4.2.2 中央銀行業務においてインテグリティ（業務の適正性）を確保するために必要な内部管理の手続きが、検査方法を含めて公表されているべきである。

○ 日本銀行の内部管理の手続きは、日銀法に加えて、日本銀行定款、日本銀行組織規程などに定められており、これらは公表されている。また、毎年度の内部検査の実施状況の概要は、業務概況書の中で、公表・説明されている。

4.3 中央銀行の業務遂行に係る費用、収入は、毎年公表されているべきである。

○ 日本銀行の業務遂行に係る費用、収入は、毎年度、作成・公表する経費の決算報告書や業務概況書の中で、詳しく説明されている。また、半期毎に作成・公表する損益計算書やその附属明細書の中でも開示されている。

4.4 中央銀行の役職員個人の金融取引についての行為規範、利益相反的行為を防ぐルールは公表されているべきである。

○ 日銀法は、日本銀行の業務の公共性に鑑み、

その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、「服務に関する準則」を定め、財務大臣に届け出ると共に、公表するものとしている（第32条）。同規定に基づいて、日本銀行は、「服務に関する準則」及びその細目である「日本銀行員の心得」を決定、公表している。

「服務に関する準則」では、日本銀行の役職員は「日本銀行の公共的使命を自覚し、職務の遂行に当たっては、公正を旨とし、円滑な処理に努めなければならない」との根本基準を示したうえで（第2条）、日本銀行役職員の秘密保持義務（第6条）、兼職制限（第7条）、対外的活動等に当たっての留意事項（第9条）等を定めている。

また、「日本銀行員の心得」では、情報の

開示・管理、講演・寄稿・出版、会食等、贈答品、便宜供与、個人的利殖行為に関する規範など、対外的活動等に当たっての行為規範について、詳細に定めている。同心得では、職務上知ることが出来た秘密を利用した職員の個人的利殖行為は明示的に禁止（第7条）されているほか、役員及び局長級の職員に対しては、株券の取得又は譲渡及び所得等に関する報告義務を定めている。

4.4.1 中央銀行の役職員が、その職務を遂行するうえでの法律上の保護内容^(注9)は、公表されているべきである。

○ 日本銀行の役職員については、その職務の遂行について、民事上の免責を受けるといった特別な保護は法律上定められていない。

(注9) ここでいう「法律上の保護」とは、中央銀行の役職員が、その職務の遂行につき、民事訴訟を提起される等、個人の法的責任を追及されないことを意味する。